○関東地方整備局告示第三百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県上水内郡信濃町大字穂波字大道下一三七四番一から同町大字古間字坂上一五九〇番まで	前	二六・〇〇～二九・三七	〇・〇一七キロメートル
	後	三七・五二～四一・七六	〇・〇一七

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県上水内郡信濃町大字穂波字大道下一三八三番一から同町大字古間字清水東一三六三番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月一日

○関東地方整備局告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

一般国道　四号

〃　〃

占用を制限する区域	図面縦覧場所
春日部市粕壁東三丁目六二〇二番四から同市粕壁東三丁目六二〇四番一まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所
春日部市粕壁東三丁目六二一三番一から同市粕壁東二丁目六一六四番一まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月二日

○中部地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
飛騨市神岡町土字穴栃二一二番二二地内	前	三二・八〇～三六・二〇	〇・〇三七キロメートル
	後	三五・〇〇～三八・四〇	〇・〇三七

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高山市一之宮町字下流三六三二番一から同市一之宮町字野添三四五〇番一まで	前	二三・九〇～七八・四〇	〇・一五八メートル
	後	四九・一〇～七八・四〇	〇・一五八

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中国地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　雲南都市計画道路事業三・三・二号新庄飯田線

三　事業施行期間　自平成二十八年十一月一日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　島根県雲南市大東町大東地内

使用の部分　島根県雲南市大東町大東地内

○四国地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市津久茂町二五〇三番七から高知県安芸郡芸西村西分字江尻甲二二三一番一まで	A	八・五〇～	二四・二〇 メートル	九・六一〇 キロメートル
	前 B・C・D・E	八・五〇～	二四・二〇	九・六一〇
	後 B・C・D・E・F	一一・二〇～一三七・四五	四・三七七	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一一・二〇～一四八・六二	六・三六二	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所